

「新栃木変電所」南側エリア
データセンター整備事業
基本協定書
(案)

令和8年4月30日

宇都宮市

目 次

第1条	(目的)	1
第2条	(甲及び乙の義務)	1
第3条	(覚書の締結に向けた協議)	1
第4条	(開発行為に係る予備協議及び地権者説明会の実施等)	1
第5条	(覚書締結不調時の取扱い)	2
第6条	(届出事項)	2
第7条	(覚書を締結しない場合)	2
第8条	(本協定上の権利義務の譲渡禁止)	3
第9条	(秘密保持)	3
第10条	(本協定の変更)	4
第11条	(本協定の有効期間)	4
第12条	(本協定の終了)	4
第13条	(準拠法及び裁判管轄)	4
第14条	(規定外事項)	4

「新栃木変電所」南側エリアデータセンター整備事業
基本協定書（案）

宇都宮市（以下「甲」という。）と、〔応募企業である●／代表企業である●並びに構成企業である●及び●（以下、代表企業及び構成企業を個別に又は総称して「構成員」という。）で構成される応募グループ〕**【注¹】**（以下「乙」という。）は、「新栃木変電所」南側エリアデータセンター整備事業（以下「本事業」という。）の実施に関して、基本協定（以下「本協定」という。）を次のとおり締結する。なお、本協定において用いられる用語は、本協定において別途定義される場合を除き、募集要項等（第1条で定義）において使用される用語と同様の意味を有する。

（目的）

第1条 本協定は、本事業に関し乙が公募型プロポーザル方式により優先交渉権者として選ばれたことを確認するとともに、甲が令和8年4月30日に公表した本事業の募集要項及びそれらの添付資料並びにこれらに関する質問回答書（公表後の追加及び修正を含み、以下「募集要項等」と総称する。）において甲が提示した条件に従って、乙が提出した本事業に関する提案書及びその付属資料（以下「提案書等」と総称する。）に基づき、事業対象地の特性を最大限に生かしたデータセンターの立地誘導を図るため、覚書の締結に向けた甲乙双方の協力内容について定めることを目的とする。

（甲及び乙の義務）

第2条 甲及び乙は、覚書の締結に向けて、それぞれ誠実に対応する。

2 甲は、乙の優先交渉権者としての地位を尊重し、提案書等に沿った内容の覚書とするよう努力するものとする。

（覚書の締結に向けた協議）

第3条 甲及び乙は、令和9年3月を目途として覚書を締結できるよう最大限努力するものとする。

2 甲が乙に提示する覚書（案）の内容に関して、乙から説明を求められた場合、甲は本事業の目的、理念に照らして募集要項等において示された条件の範囲内で趣旨を明確化する。

（開発行為に係る予備協議及び地権者説明会の実施等）

第4条 覚書の締結前であっても、乙は自己の費用と責任において開発行為に係る予備協議、地権者説明会・地権者交渉の実施及び本事業に関してスケジュールを遵守するために必要な準備行為（本事業の実施に必要な設計、各種申請及びこれらに伴う甲との協議を含む。）を行うものとし、甲は必要かつ可能な範囲内でこれらに協力する。

¹ 〔 〕内の文言について、優先交渉権者として選定された者が単独企業である場合もしくは応募グループである場合に応じて修正します。以下、同様の箇所にも〔 〕を入れております。

(覚書締結不調時の取扱い)

第5条 事由の如何を問わず、甲及び乙の間で覚書の締結に至らなかった場合、それぞれが本事業の準備に関して既に支出した費用は各自の負担とし、相互に債権債務関係は生じず、損害賠償義務を負担しないことを確認する。ただし、乙が次条第1項各号に該当する場合は、この限りでない。

(届出事項)

第6条 乙は、[乙/乙の構成員]の住所、名称、代表者又は主たる事務所の所在地に変更が生じた場合は、速やかにその旨を甲に届け出るものとする。

(覚書を締結しない場合)

第7条 甲は、[乙/乙の構成員]に関して次に掲げる事由が発生したときには、覚書を締結せず本協定を解除することができる。

- (1) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立て、破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の申立てその他債務整理手続の申立て又は解散を会社法(平成17年法律第86号)その他の法令上権限のある機関で決議した場合又は第三者(乙の取締役を含む。)によって、かかる申立てがなされた場合
- (2) 電子交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、本事業の実施が困難となると見込まれる場合
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に定める者に該当すると判明したとき。
- (4) 公正取引委員会が[乙/乙の構成員]に対し、本事業に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(以下「排除措置命令」という。)又は同法第7条の2(同法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該排除措置命令若しくは納付命令が確定したとき、又は排除措置命令又は納付命令において、本事業に関して、同法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (5) 本事業に関して、[乙/乙の構成員]([乙/乙の構成員]が法人の場合については、その役員又はその使用人)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。
- (6) [乙/乙の構成員]が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等([乙/乙の構成員]が個人である場合にはその者を、[乙/乙の構成員]が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは本協定を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が宇都宮市暴力団排除条例(平成23年宇都宮市条例第37号。以下この号において「条例」という。)第2条第3号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は条例第2条第5号に規定する密接

関係者（以下この号において「密接関係者」という。）であると認められるとき。

イ 条例第2条第1号に規定する暴力団（以下この号において「暴力団」という。）又は暴力団員若しくは密接関係者が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員若しくは密接関係者（以下この号において「暴力団等」という。）を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

2 前項の規定により本協定が解除された場合において、甲に損害が発生した場合、甲は乙に対してこれを請求することができる。

（本協定上の権利義務の譲渡禁止）

第8条 甲及び乙は、相手方の承諾なく本協定上の権利義務につき、第三者に譲渡又は担保権の設定をしてはならない。

（秘密保持）

第9条 甲及び乙は、本協定に関連して相手方から秘密として受領した情報（以下「秘密情報」という。）を本協定の履行以外の目的で使用してはならず、相手方の事前の書面による承諾なしに第三者に開示してはならない。ただし、次に掲げる情報は秘密情報に含まれないものとする。

(1) 開示の時に公知である情報

(2) 相手方から開示を受けた後に、自らの責めに帰すことのできない事由により公知となった情報

(3) 相手方から開示されるよりも前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報

(4) 甲及び乙が、秘密情報の対象としないことを書面により合意した情報

2 前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、次の各号に掲げる場合には、相手方の承諾を要することなく、秘密情報を開示することができる。

(1) 弁護士、公認会計士、税理士及び国家公務員等の法令上の守秘義務を負担する者に開示する場合

(2) 宇都宮市情報公開条例（平成12年条例第1号）、宇都宮市個人情報保護法施行条例（令和4年条例第31号）その他法定に従い開示が要求される場合

(3) 権限ある官公署の命令に従う場合

(4) 甲又は乙との間で守秘義務契約を締結したアドバイザー業務受託者に開示する場合

(5) 乙が、本事業にかかる各業務を構成員以外の第三者に請け負わせ若しくは委託する場合において当該第三者に開示するとき又は当該第三者を選定する手続において特定の者に本条と同等の守秘義務を課して開示する場合

(本協定の変更)

第10条 本協定の規定は、甲及び乙の書面による合意によらなければ変更することはできない。

(本協定の有効期間)

第11条 本協定の有効期間は、甲乙間での覚書の締結日又は令和9年3月31日のいずれか早い日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、本協定の有効期間を延長しようとするときは、期間満了前に甲乙協議の上、書面による合意により決定するものとする。

(本協定の終了)

第12条 覚書の締結に至る可能性がないと甲が判断し乙に書面で通知し、かつ乙がこれを承諾した場合、又は通知した日から30日以内に乙が当該通知に応じない場合には、甲は本協定を終了することができる。

2 前項の規定にかかわらず、本協定の締結後に本協定又は募集要項に記載する禁止事項に該当した場合には、甲は直ちに本協定を終了することができる。

(準拠法及び裁判管轄)

第13条 本協定は日本国の法令に従い解釈され、本協定に関する一切の裁判の第一審の専属管轄は宇都宮地方裁判所とする。

(規定外事項)

第14条 本協定に定めのない事項については、甲乙協議して定める。

[本頁以下余白]

本協定の締結を証するため、本書●通を作成し、当事者が記名押印のうえ、各自1通を保有する。**【注²】**

令和●年●月●日

甲 栃木県宇都宮市旭1丁目1番5号
宇都宮市
宇都宮市長 佐藤 栄一 印

乙 [応募企業／代表企業]
(所在地)
(商号)
(代表者名) 印

構成企業
(所在地)
(商号)
(代表者名) 印

構成企業
(所在地)
(商号)
(代表者名) 印

構成企業
(所在地)
(商号)
(代表者名) 印

² 作成部数及び押印欄は、単独企業の場合もしくは応募グループの場合に応じて修正します。